

京都市告示第198号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成23年7月22日

京都市長 門川大作

1 承認事項

| 指定番号 | 指定年月日 | 道路の幅員 | 道路の延長 | 道路の位置 | 道路廃止の申請者 |
|--------|---------------|--------------|---------------|--|----------|
| 第5869号 | 平成 23.7.14 | メートル 4.00 | メートル 33.77 | 京都市東山区泉涌寺東林町1番地の9, 1番地の8(一部), 1番地の1(一部), 1番地の3(一部), 1番地の4(一部), 1番地の5(一部), 1番地の6(一部)及び1番地の7(一部) | 北川富美子 |

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)